

生徒や教師の疑問に答える中世研究（上）

日本の中近世移行をどうとらえるか

池 享

はじめに

日本の歴史で中世から近世への移行というと、大きくとれば一五世紀半ばの応仁の乱から一七世紀半ばの鎖国制の成立までとなります。この間、室町幕府の全国支配が崩壊し、戦国争乱を経て織田・豊臣政権による全国制覇から徳川政権による幕藩体制の完成へと、歴史は大きく動きました。その意味は、単なる全国政権の交代としてではなく、社会全体のあり方の変化としてとらえる必要があります。言い換えれば、人口の圧倒的多数を占め、社会を支えていた民衆にとってどのような意味があったのかを考えるということです。

こうしたことは、歴史研究や歴史教育においては、今では常識になっているといえるでしょう。しかし、それではどのような変化があったのかといえば、必ずしも明らかにしているとはいえません。ここでは、最近私が重要だと考えている地域社会論的視点から、この問題を考えてみたいと思います。

一、これまでのとらえ方と批判

その前に、これまではどのようにとらえられてきたのかを、振り返っておきましょう。私が学校で歴史を習っていたころは、太閤検地と刀狩りがキーワードになっており、民衆は武装解除され土地に縛り付けられ

て年貢を搾り取られるようになった、つまるところ苛酷な支配が作り出されたというイメージだったと思います。その前提には、中世の民衆が惣村に結集し土一揆を起こして年貢減免を勝ち取り、また、国一揆や一向一揆といった自治体制を作り出したという理解があり、それに対する権力者の弾圧の中から近世の幕藩制的支配が生まれると考えられていたと思われまふ。

確かに、そうした側面がなかったとはいえませんが、それだけでは中世民衆の闘いは敗北に終わったという結論しか出てきません。より全体的な視点から、具体的に当時の民衆が何を求めていたのかを明らかにしなければなりません。その場合、日本中世は農業社会ですので、農民がどのような状態にあったのかを基本に据える必要があります。

中世は、近世の本百姓のような小農民経営が生まれつつあった時代と考えられています。それまで直接生産者である一般農民は、在地領主や名主などの大経営に従属することによって生活の安定を得ていました。それが、生産力の上昇などによって、独立した経営を営むことができるようになったのです。彼らは一戸前の百姓として、生産・生活に不可欠な山野や用水の共

同利用の権利を認められるようになります。中世後期に惣村が成立するのも、彼らが村の正式のメンバーになったことと関わっています。

そうした中世民衆の要求は、何よりも、ようやく獲得した自らの経営を守り発展させることだったと思います。そのために、年貢納入の拒否や領主支配の排除の闘争を行ったと、これまで考えられてきたわけです。しかし、そうした考え方は少し短絡的です。確かに領主による年貢の徴収は、客観的には収奪という性格を持っています。だからといって、当時の民衆がそれを見抜いて、折あらば納入を拒否しようと考えていたということにはなりません。

大切なのは、領主にはそれなりの支配の正当性があったことです。撫民・仁政といったイデオロギーだけでなく、用水管理や紛争調停・治安維持などの公的役割を果たすことがあります。年貢には、そのための費用Ⅱ租税的側面もあったので、民衆も納めていたわけです。また、検地は年貢徴収のための土地調査ですが、同時に、名請人に登録された人の耕作権を保証することにもなりました。当時の社会では、秩序を維持する上で領主の役割が大きかったのです。

ですから、領主がこうした支配責任を果たさず、ただ収奪を行うような場合には、民衆は年貢納入を拒否したり、別の秩序を作り出したりすることになります。こう考えますと、領主と民衆との収取関係からだけでは当時の社会を論じるのは不十分であり、民衆の活動の場である地域社会の具体的あり方、とりわけ、秩序がどのように維持されていたのか、あるいはいなかったのかを検討する必要があると思うわけです。これが、地域社会論的視点が重要だと考える理由です。

二、地域公権力の本格的成立

それでは、地域社会論的に見た場合、応仁の乱を契機として何がどのように変わったのでしょうか。それまで京都で幕府政治を動かしていた有力守護たちは、守護職を持つ任国に腰を据え、本格的な領国作りをはじめます。駿河の今川義元は、自らが制定した「今川仮名目録追加」のなかで、もはや将軍が天下に命令を下し守護を通じて地方を支配する時代は終わった、これからは自分の力で法律を定め領国の平和を実現する時代だ、と述べています。こうした考えに基づき、今川氏は喧嘩すなわち紛争の武力による解決を禁止し、大名の裁判によって解決することとしました。まさに

く、地域社会秩序を維持する公権力の立場の表明です。大切なのは、それが室町幕府の権限を奪った、あるいは受け継いだものではなく、新しく作り出したものであることです。変に思われるかも知れませんが、実は、中世の全国政権には地域社会の秩序をきちんと維持するだけの力がなかったのです。鎌倉幕府に裁判制度があったのは事実ですが、そのやり方は当事者主義といつて、被告を法廷に呼び出すのは原告の責任、判決が出て実際の執行までは面倒を見てくれないという、極めていい加減なものでした。室町幕府は、使節遵行といつて係争地付近の御家人を動員して執行にあたるようになりますが、これも不十分なものでした。ですから、紛争は自らの力で解決する——これを「自力救済」といいます——のが、中世社会では当たり前だったのです。そうした実力をもっていたのは、惣領が指揮する家の子・郎党たちの武士団でした。彼らが実力抗争を行っても、国家は私戦だとして取り締まろうとしませんでした。平将門の乱のように、それが国衙襲撃などに発展したときに、国家への反逆として征討したのです。民衆も、こうした有力者に保護を求めざるを得なかったと思われます。

南北朝内乱の頃になると、国人一揆という新たな動きが生まれます。地域の領主たちが集まって、紛争を話し合いで解決しようという契約をお互いに取り交わしたのです。一揆とは、もともとは闘争という意味ではなく、揆をいっにする、すなわち心をつにして行動するという意味です。そこでは、道理に任せて判断するとか、多数の意見に従うといった、なかなか民主的な原理がとられています。

こうした方式の延長上に、前述の今川氏のような地域公権力の登場を位置付けることができます。ただし、一揆のように対等の立場の人たちの話し合いで解決するのではなく、一人の人間に裁定権限を委ねる方式へと変わっています。こうした権限を握った人は、一般には戦国大名と呼ばれています。が、「公儀」と自称するようにしますので、ここでは「公儀権力」と呼んでおきます。「公儀権力」になったのは、今川氏などの守護出身者だけでなく、安芸の毛利氏のように元々は国人一揆のメンバーだった人もいます。このことも、「公儀権力」が地域社会の中から新しく生まれたものであることを示しているといえるでしょう。

こうした方式は、さらに豊臣秀吉により戦国大名間

の領土紛争にも適用され、全国的秩序の原理ともなりました（惣無事令）。そして近世においては、江戸幕府も各藩も大小の「公儀」と呼ばれるようになります。その意味では、中世から近世への移行は、「公儀権力」による国家秩序の確立過程とすることができま

三、なぜ「公儀権力」が生まれたのか

しかし、これだけで中近世移行の意味について説明できたわけではありません。なぜ一揆方式から「公儀権力」へと変わったのでしょうか？それが全国政權にまで拡大する必然性はあったのでしょうか？惣国一揆などの一揆型秩序が戦国時代に生まれたことにはどのような意味があったのでしょうか？さしあたり、こうしたことを考える必要が出てくるでしょう。

まず、地域社会の内部対立が激しくなり、一揆方式では秩序が維持できなくなったことが重要で

毛利氏の場合、それまでは家臣の一揆的関係によって紛争を処理していましたが、井上衆誅伐事件というクーデターを通じて毛利氏が裁判権を握ることになりました。井上衆というのは毛利氏の重臣一族ですが、同僚の領地を奪い取ったり、従者に喧嘩をけしかけたりと、勝手な振舞が目についたため処分したというのが、毛利

氏側の主張です。ここには、領地をめぐる領主間の紛争が深刻化し、しかも、その解決が自力救済的に図られていたことが読みとれます。一揆方式が機能不全に陥り、より強力な紛争解決方式が求められていたということになります。

このように領地をめぐる紛争が深刻化したのは、単なる領主の欲の深さによるものではありません。前述のように、当時は小農民経営が広汎に成立する時期です。そのため、民衆は自らの耕地を少しでも増やすため、営々と開発を進めていました。それで開発地がぶつかり合ったりして境界紛争が起きることになります。山野や用水の利用も紛争の原因となります。小経営間の問題だけに、関係が複雑に入り組み、解決が難しくなっていたのでしょう。ですから領主は、支配下の農民の権利を守るためにも、領地争いに乗り出さざるを得ないわけです。

もう一つ重要なのは、流通の問題です。小経営農民は、生産や生活に必要な物資をすべて自給することはできません。鋤などの農具は買わなければなりません。そのため、また領主に納める年貢銭を手に入れるためにも、米などの生産物を売らなければなりません。こ

うして彼らは、市場に出かけるようになります。そのため、商品経済に参加する階層が飛躍的に広がることとなりました。中世後期に商品経済が発達する基礎には、こうした動きがあったのです。市場では不特定多数の人が集まって商品の売買をするわけですから、紛争が絶えません。また、商品をはこぶ流通路の安全も確保されなければなりません。ここでも、強力な公權力が求められるようになっていたのです。

ここで留意したいのは、「公儀権力」が生まれる過程には、必ずといっていいほど暴力が伴っていたことです。それまでの一揆的秩序が否定され強大な上位権力が生まれるわけですから、当然それに対する抵抗も強かったのです。毛利氏の場合の井上衆も、抵抗勢力だったといえるでしょう。

もう一つは、そうした強力な権限をめぐるヘゲモニー争い（いごしぎ）です。「公儀権力」の地位に誰が就くのかは、守護職の所持や一揆内部の話し合いによって決められるものではありません。実力闘争を勝ち抜いて、政治的・軍事的能力を証明した人が、その地位に就くのです。これが、戦国争乱が引き起こされた根本となる社会的要因です。

四、惣国一揆はなぜ成立したのか

こうした運動を通じて、戦国大名領国という広域的秩序が出来上がっていきます。そこからさらに全国統一政権が生み出されるのを見通すためには、「国郡境目相論」と呼ばれる戦国大名間の領土紛争、全国規模で広がる商品・貨幣流通、さらには当時の東アジア地域の国際関係の問題にまで話を進めなければならず、戦国大名領国の単なる延長上に幕藩体制の成立を位置付けることはできないのですが、紙幅の余裕がありませんので参考文献をご覧いただくことにして、ここでは、惣国一揆の問題にだけ触れさせていただきます。

惣国一揆というのは、山城国一揆・乙訓郡惣国一揆・甲賀郡中惣・伊賀惣国一揆など、国人領主から民衆までが「国」という地域の論理で結集して作った自治権力のことです。惣国一揆も地域公権力の一つとして戦国末期まで各地で生まれましたが、一揆の結合に基づいていたことが「公儀権力」との違いです。

惣国一揆が生まれたのは、畿内近国すなわち室町幕府——守護という従来の支配方式が続いていた地域です。幕府は全国支配権は失いましたが、畿内政権として生き残っていたのです。しかし畿内政権は、将軍家

と細川京兆家との対立や両家の内部分裂などにより抗争を繰り返していました。その影響で地域社会秩序が危機に陥ったとき、つまり領主が支配責任を果たせなくなったとき、地域住民が臨時的に作り出したのが惣国一揆だったのです。ですから、民衆は領主支配を否定しようとしていたわけではなく、最終的に織田政権が畿内支配を安定化させると、惣国一揆は歴史的役割を終えることになりました。

〔参考文献〕

- 池享編『日本の時代史13 天下統一と朝鮮侵略』（吉川弘文館、二〇〇三年）
- 池享「戦国期の地域権力」（『日本史講座 5』東京大学出版会、二〇〇四年）
- 池享「戦国期地域権力の『公儀』について」（『中央史学』二七号、二〇〇四年）
- 池享「戦国期の『国』について」（『戦国史研究』四九号、二〇〇五年）

（いけ すずむ・一橋大学大学院）

*この論考は、現場教員の疑問点をもとに池氏に論述していただいたものです（編集部）。